



古閑 修一議員

町長の政治姿勢について

問 ①選挙公約であった合併支援道路の整備及び旧両町を結ぶアクセス道路の早急な整備についてであるが、その中には太田黒く江栗間も含まれているがどう進めていくのか。

答 (町長) 県の財政も非常に厳しい状況だが、平成19年度に概略設計も実施され、少なくともそこだけは何とかしなければという思いなので、今後県に対してお願いをしていきたい。

問 ②農業問題に関してであるが、何回も言っているようにもう少し、危機感を持って頂き、せめて認定農業者、担い手の方々の経営が成り立つよう思い切った町単独の支援が必要な時期がきていると思うがどうか。例えば、米づくりに関して、何ヘクタール以上耕作者に限って乾燥代、粃すり代の一部を補助するというような直接支援という事も、批反覚悟で試算してみても

どうかと考える。

答 (町長) J Aとも協議し、行政がそういう支援すべきものがあれば又、妥当性があれば考えていきたい。

問 ③公共関係最終処分場建設に関して、町民の反対の声に対して、町長として今後どのように対応していくのか。又、県への更なる申し入れとか、地区住民の方々との腹を割った話し合い、南関町トップとの会談など考えているのか。

答 (町長) すでに県へ意見書の提出をしている。地区住民の思いを受け止め、一緒になって対処していく。南関町トップとの話し合いについては今のところ考えていない。

問 ④真の地方分権の確立の為に、今後さらに地方の実情各種事業の必要性などを国に発信していく事が重要だと思いが考えを伺う。

答 (町長) 県、市、町村との連携をとりながらその声を国に届けていく必要があると思う。

問 ⑤行政改革推進委員会の立ち上げはどうなったのか又、主にどのような点についての改革が必要と考えているのか又、三加和総合支所の今後について

の考えを伺う。

答 (町長) 10月半ば委員会開催を予定している。内容は、組織、機構の見直し、行事等の見直し、民間への業務委託、施設の管理、運営の改革も検討してもらう。

答 (副町長) 総合支所の早急な改革を行えば地域の反発も予定されるので納得のいくような改革につなげたい。



県議会「環境対策特別委員会」現地視察の祈りの要望集会
[和水町役場本庁玄関前]

定住促進について

問 ①グリーンビレッジ平野の販売状況及び、今後の販売促進についての考えを伺う。

答 (総務課長) 11区画のうち、6区画が決定している。今後、月刊紙、情報紙等に掲載して残り5区画について販売促進を計っていく。

②三加和地区に於ける、町営住宅の利用状況及び、今後の建設に対する考えを伺う。

答 (町長) 現在、54戸のうち53戸入居の状況である。三加和地区には、民間の賃貸住宅がないので、本年度一般的な家賃設定、特定優良賃貸住宅の計画設定を行い、状況において、行政による特定優良賃貸住宅の建設をする事により、民間賃貸住宅建設の参入を呼びかけていきたい。

問 ③住宅の提供と併せて周辺の環境整備、子ども達の遊び場づくりも必要ではないかと考える。

答 (町長) 学校統廃合と併せて地域の方々の憩いの場の整備も必要だと思うし、手短な遊び場づくりもしていかなくてはと思う。

学校統合について

問 ①私は3月議会に於て、住民からの統合建設に関する要望書を常任委員会の不採択に対し反対討論をしたが、結果不採択。しかし、6月議会に於て再度の要望書に対して、一転して採択がなされ、その内容は、「十分な説明と町民各界の代表者等

で構成する建設地及び小中一貫教育に関する検討委員会の開催をして頂き、どのような方針が子ども達の教育に適しているのか」という文言があり、その内容自体を議会全員が採択した訳であり、当然、町長は議会の意志決定だと判断され、今回、統合問題を主題とした行政懇談会を開催されたと認識しているが行政懇談会での町民の意見、要望を受け今後どのように進めていくのか伺う。

答 (町長) この事に関して十分住民の方々に伝わっていない状況を改めて感じた。今後、特にPTA、就学前を持つ両親に対して説明をし理解を得ていく。

問 ②予算の執行についてであるが調査はすべきだし、その状況でない判断されるなら次年度への繰越でもよいのではと考ええる。

答 (町長) 説明を終えた後には、一応番城周辺にと点をおろしているのですが、買収にはいる訳にはいかないが、種々の調査をさせて頂くようお願いをしていくべきだと思う。

問 ③最後に町民主権、町民の立場から見た町長の冷静な判断と決断を望む。



小山 暁 議員

第45回衆議院議員 選挙結果について

問 政権選択を最大の焦点とした衆議院議員選挙の結果、政権交代が現実のものとなりいよいよ新政権が誕生する運びとなっているが『国民の変化を求めた結果』に対して、町長はどのように受け止めているのか。

答 (町長) 長年続いてきた自民党政権下で弱者に対する配慮が欠けていたことや自民党総裁が何度も入れ代わるなど国民の信用が失墜してしまった。今後は、二大政党として国の繁栄を願うものである。

問 これまで長い歴史の中で定着してきたシステムの全面的な方向転換によって、地方行政にもたらす影響は、大きなものがあると思われ、地方をあく行政の長として、そのことに対してどのように思っているのか。又、新政権に対し、今後何を望み何を期待するのか。

答 (町長) 地方主権を確立し、基礎自治体を重視する政治姿勢に期待する。なお子育て支援や農家個別所得補償制度或いは高速道路無料化など新たな政策が打ち出されているが、財源の裏付けが心配だ。過疎法も21年度で切れるが、今後の対応に注目したい。いずれにせよ、和木町としては、新たな気持ちで危機感をもって、さらなる健全な行財政運営に努めていきたい。

公共事業費の 一部負担金制度の 透明化について

問 国直轄事業の一部を都道府県が負担する制度のあり方が今問題となっているが、県も同様に公共事業費の一部を地元市町村に負担を求めているのが実状である。そこで現在の負担金の内訳や割合はどうなっているのか、又、過去3ヶ年で執行された事業本数と負担金はどうなっているのか。

答 (町長) 事業費の内訳は、工事費・委託料・補償費用・地費・事務費となっており割合は、単県道路改良事業が15%、単県舗装事業が10%、単県側溝整備事業が15%となっている。過去3

年間の事業本数は21件で、事業費総額が5億2,290万円、負担金総額が74,935千円となっている。

問 6月熊本県議会で、蒲島知事は『負担金制度の透明化に向けて市町村と協議し、見直しを行う』と答弁されているが、その後の対応はどうなっているのか。

答 (総務課長) 負担金制度の透明化ということで会議があった。対象事業の見直しでは、維持管理経費については、管理主体である県が原則負担すべきとの観点から原則廃止するとなっている。

対象経費の見直しについては、事務費である人件費や旅費は廃止。負担割合の見直しは、原則現行どおりを基本とし、必要に応じて見直しを実施することになっている。

問 これまで何の疑いもなく当然のことのように負担金を納めてきたが、今回明らかにただけでも、県職員の人件費や旅費、或いは地域振興局の光熱費や県職員の共済金などの掛金となる共済費までも含まれていたことが判明しており、開いた口がふさがらない。今回の事件発覚により、町民の血税を表

向きは負担金と偽って、工事費以外に使っていたというところでもない実態に対して、絶対許すことは出来ない。このような不正行為に対して、町長はどのように思っているのか。

問 国や県に抗議したのか。

答 (町長) 今後、透明化に向けて町村会を通じてしっかりと意見を述べていく。抗議や調査はしていない。

問 工事に直接関係のない費用については、全額返還してもらうのが当然だと思うが。

答 (町長) 返還については、今後町村会で論議をしながら判断させてもらう。

中山間地域圃場整備 計画に伴う文化財 試掘調査について

問 和木町西部地区(和仁小田工区)計画地内において文化財試掘調査が実施されているが、その現状と今後の対応について伺いたい。

答 (経済課長) 試掘調査の結果、田中城との関連性が非常に強い繊維質のものが数基詰められた遺構が発見されたため、さらに調査範囲を広げて試掘を行うこ

とになっているが、その結果次第では本調査になる見込みである。そうならば、土地改良事業の施工申請から一旦外すことになり、調査終了後編入する計画である。

問 開発が保護か、土地改良法と文化財保護法の狭間にあって、いつもぶつかる難題であるが、本事業計画にあたって事前協議等の手続きはどうなっていたのか。

答 (経済課長) 圃場整備に取り組むに当たり、まず受益者の同意をもって地区の範囲を決定し、計画概要書を策定。それから文化財も含めた他省庁との協議に入ることになっているが、今回は昨年12月に玉名振興局の農地整備課から県庁文化課に協議を求めその結果試掘調査が6月に実施されたものである。



和仁小田工区・文化財試掘調査現場